

※治療依頼書とともに病院へお渡してください。

公務災害・通勤災害 今後のお手続き

治療依頼書に記載のとおり、被災職員は、地方公務員災害補償基金兵庫県支部長に対し、公務災害・通勤災害の認定請求中ではありますが、貴院におかれましては、次の点に御配慮頂けますと幸いです。

○診断書発行にあたっては、傷病名に御留意頂きますよう願います。

診断書記載の傷病名と診療報酬請求時のレセプトに記載の傷病名が異なっていると、地方公務員災害補償基金での支払に支障が生じます。診断書発行時には、傷病名に漏れがないよう御確認願います（公務災害・通勤災害とは無関係の疾病等については、記載されないよう願います。）。

また、「〇〇の疑い」等確定診断が得られていない場合、当該診断に係る傷病（〇〇の疑い）については、公務災害・通勤災害の認定ができません。診断書には、確定した傷病名のみを記載いただくようお願いいたします（罹患者の体液曝露に伴う疾患（「C型肝炎の疑い」等）を除く。）。

後日、「〇〇の疑い」が「〇〇」と確定した場合には、被災職員にその旨お伝え頂きますようお願いいたします。被災職員は、貴院から改めて「〇〇」の診断書を頂き、「〇〇」についての公務災害・通勤災害の認定請求を行いますので、何とぞ御協力願います。

○患者への処方箋は、診断書記載の傷病について、交付を願います。

私病に係る処方を同時に行う場合には、処方箋を分けて交付頂きますようお願いいたします。調剤薬局からの療養報酬請求に支障が生じます。

○診療報酬請求書・療養補償請求書の提出は、公務災害・通勤災害の認定後に願います。

負傷に係る療養補償の標準処理期間は、被災職員が公務災害・通勤災害の認定請求書を提出してから2か月（疾病等にあつては6か月）となっておりますが、判断根拠となる各種資料の分析に時間を要する等判断が困難な事案については、標準処理期間を超えて審査が行われる場合があります。

地方公務員災害補償基金が公務災害・通勤災害の認定をしましたら、同基金が速やかに貴院へ通知いたしますので、診療報酬請求書・療養補償請求書の御提出は、通知の到着まで保留いただきますよう何とぞ御協力願います。

任命権者又は所属長

TEL ()